

身体障害者  
補助犬

# 民間事業所の受け入れ 義務化要件が拡大！



身体障害者補助犬法では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく法定雇用率によって算出した、一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされています。

今回、法定雇用率の見直しが行われたことに伴い、平成30年4月1日から、受け入れ義務化の要件である「一定規模以上」の基準が下記のように改正されます。

一定規模 **(50人※)**  
以上の常用雇用労働者  
がいる事業所



一定規模 **(43.5人※)**  
以上の常用雇用労働者が  
いる事業所  
(平成30年4月1日から  
当分の間は45.5人以上)

※ 民間事業所の法定雇用率を、2.0%から2.3%に改定。  
ただし、平成30年4月1日から当分の間は2.2%。

## 身体障害者補助犬とは

### 盲導犬



目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

### 聴導犬



音が聞きこえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。“聴導犬”と書かれた表示をつけています。

### 介助犬



手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないません。“介助犬”と書かれた表示をつけています。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。



厚生労働省 くわしくはホームページ

Ministry of Health Labour and Welfare

ほじょ犬

検索

## 身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
  - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
  - 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
  - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（第8条、第9条、第10条）。
  - ・ 国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
  - ・ 飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
  - ・ 従業員50人以上の民間事業所（職場）  
→ 43.5人以上。ただし、平成30年4月1日から当分の間は、45.5人以上
- ※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



## ほじょ犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行なっていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周まわりのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

### 〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保もち、健康に気を配っています。

- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
  - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
  - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
  - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保もち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



(以上「ほじょ犬もっと知ってBOOK」厚生労働省、より抜粋・一部改変)